

裁 決 書

審査請求人

〇〇〇〇

〇〇〇〇

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定に基づき、審査請求人〇〇〇〇（以下、「請求人」という。）が令和2年2月17日付けで提起した〇〇〇〇長（以下、「処分庁」という。）による保護変更決定処分（以下、「本件処分」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決します。

主 文

本件処分を取り消す。

事 案 の 概 要

第1 事案の概要

- 1 処分庁は、平成〇年〇月〇日付けで請求人の生活保護を開始した。
- 2 処分庁は、生活保護を開始した平成〇年〇月〇日の時点において、請求人が障害年金を受給していないことを確認し、同日付けで精神障害者

保健福祉手帳に基づき障害者加算を適用した。

- 3 令和○年○月○日から同月○日にかけて、山口県が処分庁に対し、令和○年度生活保護法施行事務監査を実施した。
- 4 令和○年○月○日、処分庁は請求人の通院先である医療機関に対し病状実態調査を実施。請求人は、障害年金が受給できないことを確認した。
- 5 令和○年○月○日、処分庁は請求人に、請求人の障害程度では、障害者加算を適用することができないため、同年○月分の生活保護費から障害者加算を削除する旨を説明し、請求人はこれを了承した。
- 6 同日、処分庁は、令和○年○月○日付けで、同月分の生活保護費から障害者加算を削除する本件処分を行い、請求人に通知した。

## 第2 審理関係人の主張の要旨

### 1 請求人の主張

請求人は、以下のとおり主張している。

- (1) 障害者加算が削除されることにより、生活保護費が減額となり、生活が困窮するため、本件処分の取り消しを求める。
- (2) 障害者加算は、請求人が生活保護を受給していた間、継続して認定されていたにもかかわらず、急遽処分庁が本件処分を行ったことに、困惑している。
- (3) 令和○年○月○日に○○○○医院が作成した診断書によると、診断名としては、障害基礎年金の受給要件に該当しないが、病状としては、障害基礎年金の受給要件の障害の程度に該当するとの主治医所見であるため、もう一度検討してもらいたい。

## 2 処分庁の弁明

処分庁は、以下のとおり弁明している。

- (1) 令和〇年〇月〇日、処分庁の職員が請求人の自宅を訪問し、請求人に対して障害者加算が削除となった経緯を説明したところ、請求人はこれを了承している。
- (2) 障害者加算の認定については、山口県から、令和〇年度生活保護法施行事務監査において、精神障害者保健福祉手帳を所持していることのみで障害者加算を認定するのではなく、障害年金を受給していない場合でも障害年金の受給に該当する症状であることの確認をしたうえで加算を認定することが必要との指摘を受けた。
- (3) 処分庁は、上記の令和〇年度生活保護法施行事務監査の指摘内容を踏まえ、精神障害者保健福祉手帳を所持していることのみで障害者加算を認定している者については、病状実態調査を行い、病状的に障害年金の受給に該当しない症状であった場合は、障害者加算を削除することとした。
- (4) 処分庁は、請求人の通院先である医療機関に対し、病状実態調査を行い、主治医の所見を踏まえ、令和〇年〇月〇日付けで本件処分を行ったものである。よって本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第3 理由

### 1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 障害者加算については、「生活保護法による保護の基準」（昭和38

年4月1日付け厚生省告示第158号。以下、「保護の基準」という。)別表第1第2章-2障害者加算として、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の身体障害者障害程度等級表の3級又は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める2級のいずれかに該当する障害のある者について、〇〇市ほか2級地においては、〇〇〇〇円の加算(月額)が定められている。

(2) 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下、「局長通知」という。)第7-2-(2)-エ-(ア)によれば、障害の程度の判定は、原則として身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書により行うこととされている。

(3) 局長通知第7-2-(2)-エ-(イ)によれば、身体障害者手帳、国民年金証書、特別児童扶養手当証書又は福祉手当認定通知書を所持していない者については、障害の程度の判定は、保護の実施機関の指定する医師の診断書その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこととされている。

(4) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下、「課長通知」という。)によると、精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、局長通知第7-2-(2)-エ-(イ)にいう「障害の程度が確認できる書類」に、精神障害者保健福祉手帳が含まれるものと解して差し支えないとされている。この場合に

において、同手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級の障害と、同手帳2級に該当する障害は同別表に定める2級の障害とそれぞれ認定するものとする。なお、当該傷病について初めて医師の診療を受けた日の確認は、都道府県精神保健福祉主管部局において保管する当該手帳を発行した際の医師の診断書（写しを含む。以下同じ。）を確認することにより行うものとする。おって、市町村において当該手帳を発行した際の医師の診断書を保管する場合は、当該診断書を確認することにより行うこととして差し支えないこととされている。

(5) 「精神障害者保健福祉手帳による障害者加算の障害の程度の判定について」（平成7年9月27日付け社援保第218号厚生省社会・援護局保護課長通知。以下、「保護課長通知」という。）によると、精神障害者の障害者加算の認定に係る障害の程度の判定は以下のように取扱うこととされている。

(ア) 障害基礎年金の受給権を有する者の場合

① 障害の程度の判定は、原則として障害基礎年金に係る国民年金証書により行うが、精神障害者保健福祉手帳を所持している者が障害基礎年金の裁定を申請中である場合には、精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している場合に限り、障害基礎年金の裁定が行われるまでの間は精神障害者保健福祉手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしたこと。

② 障害基礎年金の裁定が却下された後、精神障害者保健福祉手帳の交付又は更新を受けた者については、障害基礎年金の裁定の再申請を指示するとともに、再申請に係る障害基礎年金の裁定が行われるまでの間は、当該精神障害者保健福祉手帳に記載する障害の程度により障害者加算に係る障害の程度の判定を行うことができるものとしたこと。

③ 障害の程度は、精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級の障害と、精神障害者保健福祉手帳の2級に該当する障害は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める2級の障害と、それぞれ認定するものとしたこと。

④ 精神障害者保健福祉手帳の交付年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過していることの確認は、都道府県精神保健福祉主幹部局において保管する当該精神障害者保健福祉手帳を発行した際の医師の診断書（写しを含む。以下同じ。）を確認することにより行うものとしたこと。

また、保健所において当該精神障害者保健福祉手帳を発行した際の医師の診断書を保管する場合は、当該診断書を確認することにより行うこととしたこと。

(イ) 障害年金の受給権を有する者以外の場合

① 精神障害者保健福祉手帳の交付年月日又は更新年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過している者については、精神障害者保健福祉手帳に記載する

障害の程度により障害者加算に係る障害の程度を判定できるものとしたこと。

② 障害の程度は、精神障害者保健福祉手帳の1級に該当する障害は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める1級の障害と、精神障害者保健福祉手帳の2級に該当する障害は国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める2級の障害と、それぞれ認定するものとしたこと。

③ 精神障害者保健福祉手帳の交付年月日が当該障害の原因となる傷病について初めて医師の診療を受けた後1年6月を経過していることの確認は、都道府県精神保健福祉主管部局において保管する当該精神障害者保健福祉手帳を発行した際の医師の診断書を確認することにより行うものとしたこと。

また、保健所において当該精神障害者保健福祉手帳を発行した際の医師の診断書を保管する場合は、当該診断書を確認することにより行うこととしたこと。

(6) 国民年金法第30条の規定によると、障害基礎年金は以下のとおり支給要件が定められている。

(ア) 障害基礎年金は、疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日（以下「初診日」という。）において次の各号のいずれかに該当した者が、当該初診日から起算して1年6月を経過した日（その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状

態に至った日を含む。)とし、以下「障害認定日」という。)において、その傷病により次項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にあるときに、その者に支給する。ただし、当該傷病に係る初診日の前日において、当該初診日の属する月の前々月までに被保険者期間があり、かつ、当該被保険者期間に係る保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が当該被保険者期間の3分の2に満たないときは、この限りでない。

- 一 国民年金保険の被保険者であること。
- 二 国民年金保険の被保険者であった者であつて、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満であること。

(イ) 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。

## 2 本件処分の妥当性について

処分庁は、第1事案の概要4のとおり、令和〇年〇月〇日に請求人の通院先である医療機関に対し、病状実態調査を実施した結果、請求人の症状が障害年金に該当しないとの主治医意見があつたことを踏まえ、本件処分を行っているが、精神障害者保健福祉手帳のみを保持している精神障害者の障害者加算の認定に係る障害の程度の判定については、第3理由の1の(5)のとおり保護課長通知により「障害年金の受給権を有する者の場合」と「障害年金の受給権を有する者以外の場合」とで、異なる取扱いをするよう求められており、病状実態調査にて請求人の障害程度が障害年金に該当しないとの主治医意見を得たことにより、障害年



金受給権を有しないことが判明した時点以降においては、「障害年金の受給権を有する者以外の場合」として、精神障害者保健福祉手帳に記載する障害の程度により障害者加算の認定を行うべきところ、前述の病状実態調査における障害年金に該当しないという主治医意見に基づき行った本件処分は、違法、又は不当なものであると言わざるを得ない。

#### 第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年（2020年）7月1日

山口県知事 村岡 嗣 政